

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
目次 第一章〳第一章の六 (略) 第一章の七 登録設計審査等機関 (第一条の二の四十五―第一条の十一) 第一章の八〳第十一章 (略) 附則	目次 第一章〳第一章の六 (略) 第一章の七 登録製造時等検査機関 (第一条の二の四十五―第一条の十一) 第一章の八〳第十一章 (略) 附則		
(変更の届出) 第一条の二の二の五 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、第一条の二の二の二第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。	(変更の届出) 第一条の二の二の五 登録衛生工学衛生管理者講習機関は、第一条の二の二の二第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。		
(公示) 第一条の二の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。	(公示) 第一条の二の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。		
(略) 第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき	(略) 第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき		
一 (略) 二 変更した年月日	一 (略) 二 変更する年月日		
一・二 (略) 第一条の二の二の五の規定による第一条	一・二 (略) 第一条の二の二の五の規定による第一条		
三 変更した年月日	三 変更する年月日		

の二の二の二第二項 第三号の事項の変更 の届出があつたとき	(略)
-------------------------------------	-----

(変更の届出)  
 第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届出なければならない。

(公示)  
 第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)	(略)
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更した年月日
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更した年月日
(略)	(略)

(公示)

の二の二の二第二項 第三号の事項の変更 の届出があつたとき	(略)
-------------------------------------	-----

(変更の届出)  
 第一条の二の六 登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届出なければならない。

(公示)  
 第一条の二の十五 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)	(略)
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更する年月日
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更する年月日
(略)	(略)

(公示)



一条の二の四十四の 四第二項第三号の事 項の変更の届出があ つたとき。	(略)
--	-----

第一章の七 登録設計審査等機関

(登録の区分)

第一条の二の四十五 法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める地域の区分は、次の各号に掲げるものとし、第一号から第七号において、その地域の区分の区域は、それぞれ当該各号に定める都道府県の区域とする。

- 一 北海道 北海道
- 二 東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 三 関東甲信越 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
- 四 東海北陸 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
- 五 近畿 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 六 中国四国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 七 九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
- 八 第一号から前号までの本邦の全ての地域
- 九 本邦以外の地域

(登録の申請)

第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は

一条の二の四十四の 四第二項第三号の事 項の変更の届出があ つたとき。	(略)
--	-----

第一章の七 登録製造時等検査機関

(登録の区分)

第一条の二の四十五 法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号のボイラー
  - 二 令第十二条第一項第二号の第一種圧力容器
- (新設)

(登録の申請)

第一条の三 法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は

、登録設計審査等機関登録申請書（様式第六号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一・二 （略）
- 三 申請者が法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面

イ （略）  
ロ 法第四十六条第三項第二号に規定するもの及び審査員の経歴及び数

ハ （略）  
ニ 法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検査員の経歴及び数  
ホ 設計審査等の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第一条の五 法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 ボイラー又は第一種圧力容器（以下この号及び第五条において「ボイラー等」という。）の製造時等検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。
  - イ ボイラー等の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められるときは、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ロ・ハ （略）  
二 移動式クレーン又はゴンドラ（以下この号において「移動式クレーン等」という。）の製造時等検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該検査の実施につ

、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一・二 （略）
- 三 申請者が法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面
- 四 次の事項を記載した書面

イ （略）  
ロ （新設）

ハ （略）  
ニ 法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数  
ホ 製造時等検査の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第一条の五 法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 ボイラー又は第一種圧力容器（以下この条及び第五条において「ボイラー等」という。）の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められるときは、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

二・三 （略）  
（新設）

いて危険が予想されるときは、当該検査を行わないこと。

ロ 移動式クレーン等の各部分の構造及び機能について点検を行うに当たり、移動式クレーン等が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該移動式クレーン等の運転を禁止するとともに、当該移動式クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

ハ 移動式クレーン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、荷重試験等の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ニ 荷重試験等の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすおそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

ホ 荷重試験等の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

三 移動式クレーンの製造時等検査を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該検査を行わないこと。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

#### (変更の届出)

第一条の五の二 登録設計審査等機関は、法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録設計審査等機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (業務規程)

第一条の六 登録設計審査等機関は、法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書

#### (新設)

#### (変更の届出)

第一条の五の二 登録製造時等検査機関は、法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録製造時等検査機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### (業務規程)

第一条の六 登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出

<p>（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 登録設計審査等機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 設計審査等の実施方法</p> <p>二 設計審査等に関する料金</p> <p>三 (略)</p> <p>四 設計審査等の業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>五 設計審査の結果を記載した書類の交付に関する事項</p> <p>六 製造時等検査を行う者にあつては、第一条の三の申請に係る特定機械等（以下「設計審査対象機械等」という。）のうち製造時等検査に係るものが製造時等検査に合格した場合の刻印及び検査証の交付並びに検査証の再交付に関する事項</p> <p>七 審査員又は検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項</p> <p>八 設計審査等に関する書類及び帳簿の保存に関する事項</p> <p>九 (略)</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、設計審査等の業務に関し必要な事項</p>	<p>3 登録設計審査等機関は、法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（業務の休廃止等の届出）</p> <p>第一条の七 登録設計審査等機関は、法第四十九条の規定により設計審査等の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、設計審査等業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出が設計審査等の業務の廃止の届出である場合は、第一条の九の帳簿の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 登録設計審査等機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該</p>
<p>書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 製造時等検査の実施方法</p> <p>二 製造時等検査に関する料金</p> <p>三 (略)</p> <p>四 製造時等検査の業務を行う時間及び休日に関する事項（新設）</p> <p>五 製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等（第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。）についての刻印に関する事項</p> <p>六 検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項</p> <p>七 製造時等検査に関する書類及び帳簿の保存に関する事項</p> <p>八 (略)</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、製造時等検査の業務に関し必要な事項</p> <p>3 登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（業務の休廃止等の届出）</p> <p>第一条の七 登録製造時等検査機関は、法第四十九条の規定により製造時等検査の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、製造時等検査業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出が製造時等検査の業務の廃止の届出である場合は、第一条の九の帳簿の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 登録製造時等検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該</p>	<p>3 登録製造時等検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該</p>

登録がその効力を失ったときは、第一条の九の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(審査員又は検査員の選任等の届出)

第一条の八 登録設計審査等機関は、法第五十一条の規定により審査員又は検査員の選任の届出をしようとするときは、審査員・検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録設計審査等機関は、法第五十一条の規定により審査員又は検査員の解任の届出をしようとするときは、審査員・検査員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

第一条の八の二 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額(次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(報告)

第一条の八の五 登録設計審査等機関は、設計審査等を行ったときは、その結果について、速やかに、設計審査等結果報告書(様式第六号の二の二)を設計審査等を行った設計審査等対象機械等を

該登録がその効力を失ったときは、第一条の九の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任等の届出)

第一条の八 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書(様式第五号)に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書(様式第六号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

第一条の八の二 令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額(次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(報告)

第一条の八の五 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行ったときは、その結果について、速やかに、製造時等検査結果報告書(様式第六号の二)を製造時等検査を行った製造時等検査対象機

製造しようとする又は製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第一条の八の六 登録設計審査等機関は、検査証を再交付したときは、速やかに、検査証再交付報告書（様式第六号の二の三）を検査証に係る特定機械等の設置の場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

（帳簿）

第一条の九 登録設計審査等機関は、設計審査等を行った設計審査等対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、移動式の特定機械等の製造時等検査に係るものは記載の日から登録に係る業務の廃止（登録の取消し及び失効を含む。）に至るまで、機械等（移動式の特定機械等を除く。）の製造時等検査に係るもの及び全ての機械等の設計審査に係るものは、記載の日から三年間保存しなければならない。

- 一 設計審査等を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 設計審査等対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項
- 三 設計審査等を行った年月日
- 四 設計審査等を行った審査員又は検査員の氏名
- 五 設計審査等の結果
- 六 設計審査結果証明書番号及び製造時等検査合格番号
- 七 その他設計審査等に関し必要な事項

（設計審査等の業務の引継ぎ等）

第一条の十 登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関（法第五十二条に規定する外国登録設計審査等機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 設計審査等の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在

械等を製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

第一条の九 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行った製造時等検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

（帳簿）

- 一 製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 製造時等検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項
- 三 製造時等検査を行った年月日
- 四 製造時等検査を行った検査員の氏名
- 五 製造時等検査の結果
- 六 製造時等検査合格番号
- 七 その他製造時等検査に関し必要な事項

（製造時等検査の業務の引継ぎ等）

第一条の十 登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関（法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

- 一 製造時等検査の業務を行った事務所ごとに、当該事務所の所

地を管轄する都道府県労働局長に当該設計審査等の業務並びに当該設計審査等の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他設計審査等の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録設計審査等機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該設計審査等の業務並びに当該設計審査等の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 (略)

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

<p>法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。</p>		<p>一 登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設計審査等の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三 行うことができる設計審査等及び地域の区分</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更した年月日</p>	<p>一 登録設計審査等機関の氏名又は名</p>
---	--	---	---	--------------------------

在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2 外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一 法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 (略)

(公示)

第一条の十一 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

<p>法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。</p>		<p>一 登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三 行うことができる製造時等検査</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更する年月日</p>	<p>一 登録製造時等検査機関の氏名又は</p>
---	--	---	--	--------------------------

<p>規定による法第四十六條第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。</p>	<p>称 二 変更前及び変更後の設計審査等の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 変更した年月日</p>	<p>法第四十九條の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 設計審査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 休止し、又は廃止する設計審査等の業務の範囲 三 設計審査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 設計審査等の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	<p>法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき。</p>	<p>一 外国登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
--	--	------------------------------	---	-----------------------------------	--

<p>規定による法第四十六條第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。</p>	<p>名称 二 変更前及び変更後の製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三 変更する年月日</p>	<p>法第四十九條の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 休止し、又は廃止する製造時等検査の業務の範囲 三 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 製造時等検査の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	<p>法第五十三條第二項の規定により登録を取り消したとき。</p>	<p>一 外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
--	--	------------------------------	--	-----------------------------------	---

<p>法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が自ら行っていた設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>
<p>二 (略)</p> <p>一 設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとする都道府県労働局長の名称</p> <p>二 設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p> <p>三 自ら行うものとする設計審査等の業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称</p> <p>二 設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとする年月日</p> <p>三 行わないものとする設計審査等の業務の範囲</p>

(公示)

第一条の二十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

<p>法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が自ら行っていた製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>
<p>二 (略)</p> <p>一 製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする都道府県労働局長の名称</p> <p>二 製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p> <p>三 自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称</p> <p>二 製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとする年月日</p> <p>三 行わないものとする製造時等検査の業務の範囲</p>

(公示)

第一条の二十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(登録の申請)

第三条 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

ハ 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検査員の経歴及び数

ニ (略)

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十七条第三項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「設計審査等の業務」とあるのは「性能検査の業務」と、「設計審査等及び地域の区分」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十四条において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

ハ 法第五十三条の三において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数

ニ (略)

(公示)

第十条の三 第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(登録の申請)

第十二条 法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十四条において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

- ハ 法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数
- ニ (略)

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更した年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更した年月日
(略)	(略)

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関連登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

- ハ 法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数
- ニ (略)

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	(略)
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更する年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更する年月日
(略)	(略)

(登録の申請)

第十九条の四 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関連登録申請書(様式第四号の二)に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提

出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十四条の二において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

ハ 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数

ニ (略)

(公示)

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)	(略)
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があったとき。	一・二 (略) 一 変更した年月日 二 変更した年月日	一 (略) 二 (略)

出なければならない。

一・二 (略)

三 申請者が法第五十四条の二において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四 次の事項を記載した書面

イ・ロ (略)

ハ 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ (略)

(公示)

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	(略)	(略)
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があったとき。	一・二 (略) 一 変更する年月日 二 変更する年月日	一 (略) 二 (略)

(法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者)

第十九条の二十二 (略)

2 令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト(以下「フォークリフト」という。)に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ (略)

二 (略)

3 3 8 (略)

(変更の届出)

第十九条の二十四の二の六 登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第十九条の二十四の二の十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)

(略)

(法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者)

第十九条の二十二 (略)

2 令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト(以下「フォークリフト」という。)に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ (略)

二 (略)

3 3 8 (略)

(変更の届出)

第十九条の二十四の二の六 登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第十九条の二十四の二の十五 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)

(略)

第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 二 三	一 二 三	第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。
(略)	(略)	(略)	(略)

(変更の届出)  
第十九条の二十四の七 登録校正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録校正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十九条の二十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。	(略)	一 二	第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつた
(公示)	(略)	(略)	(略)

第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 二 三	一 二 三	第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。
(略)	(略)	(略)	(略)

(変更の届出)  
第十九条の二十四の七 登録校正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録校正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十九条の二十四の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。	(略)	一 二	第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつた
(公示)	(略)	(略)	(略)

とき。	第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略)	三 変更した年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(変更の届出)  
第十九条の二十四の二十二 登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならぬ。

(公示)

第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)	第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略)	二 変更した年月日
(略)	第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第三号の	一・二 (略)	三 変更した年月日

とき。	第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略)	三 変更する年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(変更の届出)  
第十九条の二十四の二十二 登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならぬ。

(公示)

第十九条の二十四の三十一 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)	第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略)	二 変更する年月日
(略)	第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第三号の	一・二 (略)	三 変更する年月日

事項の変更の届出があつたとき。

(略)

(略)

(変更の届出)

第十九条の二十四の三十七 登録ボイラー実技講習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録ボイラー実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならぬ。

(公示)

第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(略)

第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。

(略)

(略)

(公示)

事項の変更の届出があつたとき。

(略)

(略)

(変更の届出)

第十九条の二十四の三十七 登録ボイラー実技講習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録ボイラー実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならぬ。

(公示)

第十九条の二十四の四十六 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(略)

第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。

(略)

(略)

(公示)

第十九条の三十八 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(登録の申請)

第二十一条 法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録教習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行うとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者が法第七十七条第三項において準用する法第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

五 (略)

(公示)

第二十五条の三 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(略)

法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項

一 (略)  
二 変更した年月日

項の変更の届出があ

第十九条の三十八 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(登録の申請)

第二十一条 法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録教習機関登録申請書(様式第一号)に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行うとする場所を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者が法第七十七条第三項において準用する法第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

五 (略)

(公示)

第二十五条の三 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

2 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(略)

法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項

一 (略)  
二 変更する年月日

項の変更の届出があ

つたとき。	法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略)	三 変更した年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(公示)  
第二十五条の三の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(変更の届出)  
第二十五条の九 登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)  
第二十五条の十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の	一 (略)	二 変更した年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

つたとき。	法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略)	三 変更する年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

(公示)  
第二十五条の三の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(変更の届出)  
第二十五条の九 登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)  
第二十五条の十九 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の	一 (略)	二 変更する年月日
(略)	(略)	(略)	(略)

事項の変更の届出があつたとき。	第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更した年月日	(略)
-----------------	--	----------------------	-----

(公示)  
第二十五条の三十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(公示)  
第三十八条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(公示)  
第五十二条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(変更の届出)  
第五十八条 登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録計画作成参画者研修機関登録事項変更届出書(様式

事項の変更の届出があつたとき。	第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更する年月日	(略)
-----------------	--	----------------------	-----

(公示)  
第二十五条の三十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(公示)  
第三十八条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(公示)  
第五十二条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(変更の届出)  
第五十八条 登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録計画作成参画者研修機関登録事項

第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第六十七条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
第五十八条の規定による第五十五条第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更した年月日
第五十八条の規定による第五十五条第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更した年月日
(略)	(略)

(指定)

第六十八条 法第九十九条の二第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

一・二 (略)

三 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者(法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名を受けた事業者を除く。)の労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業

変更届出書(様式第一号の五)を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第六十七条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(略)	(略)
第五十八条の規定による第五十五条第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更する年月日
第五十八条の規定による第五十五条第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二 (略) 三 変更する年月日
(略)	(略)

(指定)

第六十八条 法第九十九条の二第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者(法人に限る。)の申請により行う。

一・二 (略)

三 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務に従事する者 統括安全衛生責任者

者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。以下この条において同じ。)及び法第十五条第一項に規定する関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務(法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名がなされた場合にあつては、当該指名を受けた事業者の労働者である作業従事者及び当該指名を受けた事業者以外の請負人で法第十五条第一項の特定事業の仕事を行つて行つた請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務)に従事する者 統括安全衛生責任者等に対する講習

2・3 (略)

(公示)  
第九十九条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

(公示)

第二百二十三条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(表略)

等に対する講習

2・3 (略)

(公示)  
第九十九条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)

(公示)

第二百二十三条 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

(表略)